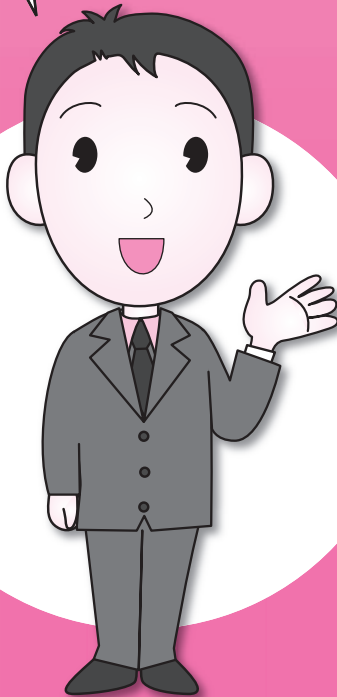


2 運 営

市議会でなにを
やってるのかな？



4 市議会の運営

通年議会

横須賀市議会は**通年議会制**を導入しているため、毎年5月に市長が定例会を招集したのちは、いつでも必要な時に議会を開くことができます。

■定例会

年に一度市長が招集し、その期間は5月中旬から翌年4月末日までと、ほぼ一年間にわたります。議会はその間、議案の審議などの活動を行うことができます。

■招集議会・定例議会

招集議会とは、毎年5月に市長の定例会の招集により開く議会のことで、定例会の会期を決定し、また議長・副議長の選挙などを行い、議会内の役職者を選出します。

定例議会とは、ほぼ一年にわたる定例会において、毎年6月、9月、12月、3月に定例的に議案審議等の議会活動を行う期間です。

●市議会の招集

※令和4年定例会の例

年月	議会日程
令和4年5月	●市長による定例会招集 招集議会 5/13 ●定例会の会期の決定、議会内の人事
6月	6月定例議会 6/8~6/24 ●補正予算案など
7月	
8月	
9月	9月定例議会 8/29~10/4 ●補正予算案・決算議案など
10月	
11月	11月臨時議会 11/14
12月	12月定例議会 11/29~12/14 ●補正予算案など
令和5年1月	
2月	
3月	3月定例議会 2/14~3/24 ●補正予算案・当初予算案など
4月	

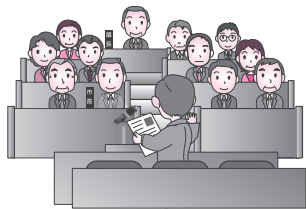
●通年議会

横須賀市議会では、平成29年(2017年)5月から定例会の回数を年1回とし、「会期」をほぼ1年間とする通年議会制を導入しています。

これにより審議時間に余裕を持たせることが可能となり、市政に対する監視機能の強化と政策立案機能の強化を図っています。

また、大規模災害の発生などの緊急時も議会の判断で速やかに会議を開くことができます。

毎年決まった期間に開かれる定例議会期間中以外でも、緊急に審議すべき案件がある場合は、議長が**臨時議会**を開きます。



本会議 委員会

市議会では**本会議**や**委員会**が開かれます。



●会議の種類

本会議

- 議員全員が集まる会議です。
- 議事日程に従って進められます。
- 市長や議員が提出した議案などについて、質疑、討論、表決などが行われ、ここで議決されたものが、**議会の最終的な意思**となります。
- 市政全般の問題について、市長や当局の考えが問われます。

協議又は調整を行うための場

- 議員総会と全員協議会が設置されています。

常任委員会

- 本会議とは別に開かれ、提出された議案などについて、部局長等から説明を求め、詳しく審査されます。

総務

- 現在、市の部局を4つに分けた行政部門別常任委員会と予算決算議案を審査する予算決算常任委員会が設置されています。

民生

環境教育

- 予算決算に関する議案等は、予算決算常任委員会の各分科会で担当し詳しく審査されます。

都市整備

- 常任委員会では専門的、効率的な審査を行い、その結果を本会議に報告し決定に役立てます。

予算決算

分科会(総務・民生・環境教育・都市整備)

議会運営委員会

- 議会の運営をスムーズに行うために、会期の決定や議会の運営、議事の取り扱いについての協議や会派間の意見調整を行います。

特別委員会

- 特定の事項について詳しく審査する必要があるときは、議会の議決を経て「**特別委員会**」を設置することができます。

特定の目的について検討を行うための場

- 各会派代表者会議、災害対策会議、政策検討会議、広報広聴会議、議会制度検討会議、議会ICT化運営協議会を設置しています。(令和5年(2023年)10月現在)

常任委員会	総務常任委員会 (10人)	総務、財務、政策推進、文化振興、産業経済及び他の常任委員会の所管に属しない事項 ■担当部局…経営企画部、総務部、財務部、文化スポーツ観光部、税務部、経済部、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、市議会議会局
	民生常任委員会 (10人)	民生、地域支援、社会福祉、保健衛生及び子どもに関する事項 ■担当部局…民生局(福祉こども部、地域支援部、健康部、こども家庭支援センター)
	環境教育常任委員会 (9人)	環境政策、廃棄物、教育、人権、渉外及び消防に関する事項 ■担当部局…市長室、環境部、消防局、教育委員会事務局
	都市整備常任委員会 (10人)	土木、建築、緑政、港湾及び上下水道に関する事項 ■担当部局…都市部、建設部、港湾部、上下水道局
	予算決算常任委員会 (39人)	予算及び決算に関する事項
議会運営委員会	議会の運営・議長の諮問に関する事項	
特定の目的について検討を行うための場	各会派代表者会議	一般選挙後、最初の議会の議事運営について協議又は調整を行う
	災害対策会議	大規模災害が発生し、又はそのおそれがあるとき、市民の安全確保と災害復旧に向け、災害対策活動を行うための体制整備を行う
	政策検討会議	市政に関する重要な課題について、認識の共有と合意形成を図り、条例等の提案や市長等への政策提言のための協議を行う
	広報広聴会議	効果的な広報広聴の在り方、横須賀市議会だよりの発行、広報広聴会の開催について協議を行う
	議会制度検討会議	議会運営に関する問題点の解決を図るとともに、これからの議会の在り方について協議を行う
	議会ICT化運営協議会	議会ICT化の具体的実現を図り、市議会のITシステムにおいて発生し、又は発生することが予想される諸問題について協議を行う

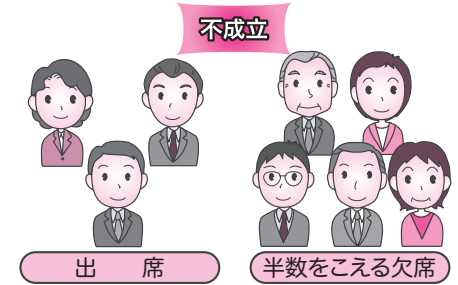
5 市議会の原則

市議会には、地方自治法や横須賀市議会基本条例等の定めにより、次のような原則があります。

定足数の原則

(地方自治法第113条)

市議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことはできません。



議事公開の原則

(地方自治法第115条) (議会基本条例第12条)

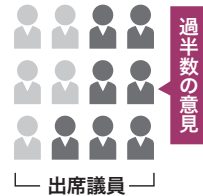
市議会の会議は、これを公開とします。地方自治法でいう会議とは本会議を指しますが、本市ではすべての会議を原則公開としています。



過半数議決の原則

(地方自治法第116条)

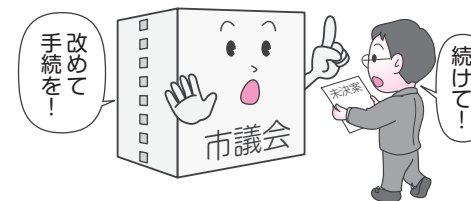
地方自治法に特別の定めのない限り、市議会の議事は、出席議員の過半数で決定します。



会期不継続の原則

(地方自治法第119条)

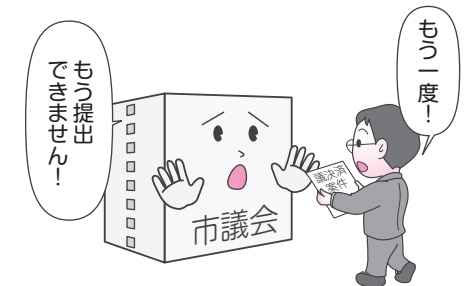
会期中に議決に至らなかった事柄は、後の会議に案件として継続することはできません。継続させたい場合は、市議会の議決により閉会中継続審査の手続きをとります。



一事不再議の原則

(横須賀市議会会議規則第9条)

市議会一度議決された事柄については、同一議会期間中は再び提出することはできません。

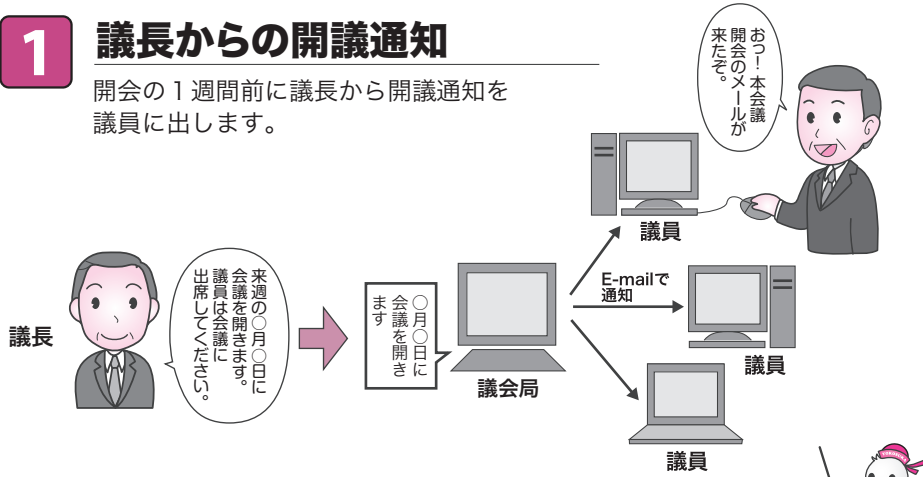


6 会議の流れ

例年6月、9月、12月、3月に開かれる定例議会については、次のような流れになります。

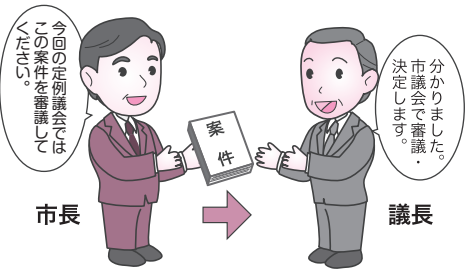
1 議長からの開議通知

開会の1週間前に議長から開議通知を議員に出します。



2 本会議を開き、議案等を上程・委員会付託

※議員定数の半数以上の出席が必要です。



◆議会用語解説

- 一般質問** 市政全般に関する事柄を市長等に質問すること
- 代表質問・個人質問** 新年度市長施政方針及び提出議案に対して市長等に会派を代表して又は個人で疑問点などをたずねること
- 案件上程** 議案、請願、意見書など会議に議題としてのせること
- 質疑** 議案などの内容について疑問点などを問いただすこと
- 付託** 議長が議案などを所管する委員会に送ること
- 散会** その日に予定していた議事をすべて終了して、その日の会議を閉じること
- 延会** 予定案件を終了しないでその日の会議を終えること
- 討論** 案件について賛成・反対意見を表明すること
- 表決(採決)** 賛成・反対の意思表示を集計し決定すること

知っとく?

本会議(初日)

- 開会
- 議会期間宣言
- 一般質問
- 案件上程
- 提案説明
- 質疑
- 委員会付託
- 散会(延会)

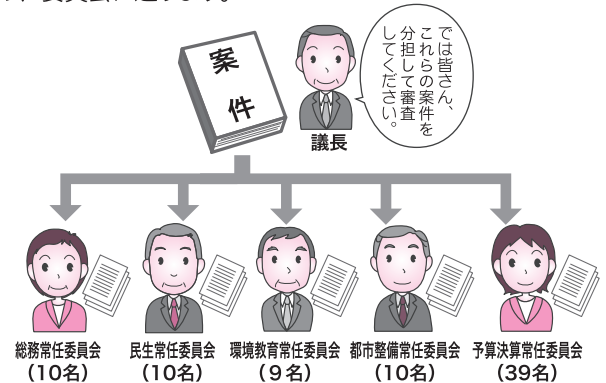
一般質問

市の仕事について議員が質問し、市長等が答えます。



委員会付託

議題となった案件は、さらに詳しく、専門的に審査するため、委員会に送ります。

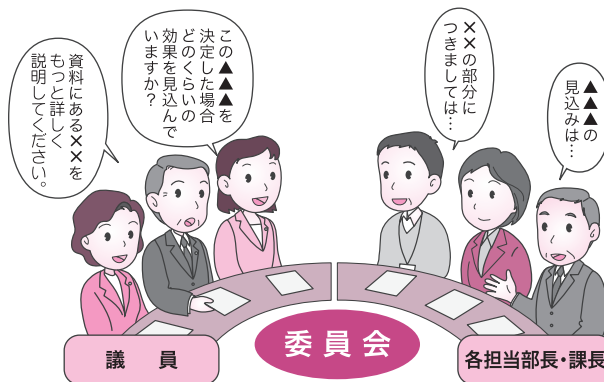


知っとく? ◆一般質問は二通り

一般質問は、2問目以降で一括方式と一問一答方式を選択できます。

3 委員会で議案等を審査

常任委員会では、議長から付託された議案・請願等について、所管部局から詳しい説明を受け、質疑をして専門的に審査し、委員会としての結論を本会議に送ります。



委員会

- 案件上程
- 詳細説明
- 質疑
- 討論
- 表決(採決)

4

本会議で議案等を議決

再び案件は本会議にかけられ、委員会から出された結論を受けて、質疑や討論が行われます。最終的な決定は全議員による表決（採決）により決定します。

本会議（最終日）

開 議

案件上程

委員長報告

質 疑

討 論

表決（採決）

その他の意見書等

散 会



委員長報告の様子



起立採決の様子

